# (I)全市を対象とする行為の景観形成基準

大村市の全市域(景観計画区域)について、良好な景観形成のため、以下の景観形成基準を定めます。

#### ア) 建築物の新築等・工作物の新築等

#### ○位置及び規模

		行為の	基準	
基本的 配慮事項	①-I 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
周辺の景観と	○周辺の建築物の	○周辺の建築物の高	○周辺の建築物や	○建築物の密集を
調和した位置	高さや壁面位置	さや壁面位置の調	自然景観から突	防ぎ、周辺を緑
及び規模に配	の調和を図り、	和を図り、まちな	出した印象にな	化し、自然景観
慮すること。	まちなみとして	みとしての連続性	らないように周	が妨げられない
	の連続性やまと	やまとまりを確保	辺の景観との調	よう配慮する
	まりを確保する	するよう配慮する	和に配慮する	こと。
	よう配慮する	こと。	こと。	○背景となる山並
	こと。	○空と大地の景観軸	○圧迫感を緩和す	みや丘陵の稜線
		や緑と交流の景観	るために高層部	に調和する建築
		軸沿いの建築物は	分を後退させ、	物の位置、規模
		多良山系への見通	背景の山並みに	等とし、周辺の
		しや背景となる山	も配慮すること。	景観を阻害しな
		並みの見え方に配		いよう配慮する
		慮すること。		こと。

			)基準	
基本的 配慮事項	①-I 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
市内を見渡せ	○背景となる山並	○背景となる多良岳	○良好な眺望ポイ	○周囲からの眺望
る場所からの	みや海辺への連	山系の山並みや長	ントの確保のた	を妨げないよう
眺望を妨げな	続性を分断しな	崎空港及び大村湾	め、背景となる	な位置及び規模
いよう建築物	いような位置及	への視界の連続性	山や海への視線	に配慮すること。
及び工作物の	び規模に配慮す	を分断しないよう	を妨げない位置	○山並みの稜線や
位置及び規模	ること。	な位置及び規模に	及び規模に配慮	海浜部における
に配慮すること。	○ランドマークと	配慮すること。	すること。	海辺の連続性を
	なる歴史的建造	○ランドマークとな	○市街地からの山	分断しないよう
	物への眺望が遮	る新大村駅の見え	並みの眺望を確	に配慮すること。
	られないよう配	方に配慮すること。	保するため、建	○良好な山並みへ
	慮すること。		築物の高さに配	の景観の確保の
			慮すること。	ために、敷地内
				での工作物の位
				置及び規模に配
				慮すること。
歩行者等に対	○セットバックや	○セットバックや隅	○道路から後退	○道路から後退
する圧迫感及	隅切りにより後	切りにより後退	し、周辺のまち	し、緑化スペー
び威圧感を緩	退し、オープン	し、オープンスペ	なみへの威圧感	スとして活用す
和させるよう	スペース等の空	ース等の空間を確	の軽減に配慮す	
道路等の公共	間を確保し、歩	保し、歩行者等に	ること。	観との調和に配
用地に接する	行者等に対する	対する圧迫感の軽		慮すること。
部分から後退	圧迫感の軽減の	減のため、建築物	し、歩行者等へ	
し、空間の確	ため、建築物の	の配置に配慮する	の圧迫感及び威	調和にならない
保に努める等	配置に配慮する	こと。	圧感を緩和する	よう、建築物の
位置及び規模	こと。	○緑と交流の景観軸		規模や位置等の
に配慮すること。	○道路から後退	沿いは、遊歩道と	確保に配慮する	配慮をすること。
	し、広々とした	一体となって利用	こと。	
	公共空間を創出	できる空間を創出		
	するよう配慮す	するよう配慮する		
	ること。	こと。		

#### ○形態及び意匠

		行為の	)基準			
基本的 配慮事項	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観		
周辺の景観と	○まちなみとして	○交流ゾーンにおい	○まちなみとして	〇山や海への眺望		
調和し、全体	まとまりや一体	ては、新大村駅舎	まとまりある形	や周辺の自然・		
的に違和感が	感を創出するた	と調和した玄関口	態及び意匠とす	田園景観と調和		
なく、まとま	め、周辺の建築	にふさわしいまち	るため、周辺の	するような形態		
った形態及び	物の形態や意匠	なみとなるよう配	住宅等との調和	及び意匠となる		
意匠となるよ	に調和するよう	慮すること。	に配慮すること。	よう配慮する		
う配慮する	配慮すること。	○緑と交流の景観軸	○屋根の形態等を	こと。		
こと。		沿いは、建物入口	そろえることに	○背景となる自然		
		や開口部等を設け	より、まちなみ	景観との調和		
		るなど、通りとの	としてのまとま	や、周辺集落と		
		一体感を創出する	りの創出に配慮	勾配屋根が連続		
		建築デザインとな	すること。	するよう屋根の		
		るよう配慮する		形態に配慮する		
		こと。		こと。		
		oしい建築物のデザイン ・・	/とし、特に突出しな	い形態及び意匠とな		
	るように配慮する					
		ないよう建物と一体と				
		こうような構築物(屋外		、 テサインの工夫に		
		と、調和を図るように配 ぶつ ねんさの別様の女		TA 给 1		
		ジマークからの眺望や自 物の屋上設置等)の垂				
		、ルーバー、塀等によ				
		ュ上に設置する場合は、:				
		勾配屋根に設置する場				
	いように設置して	いように設置して屋根と一体化するよう配慮すること。陸屋根に設置する場合は、				
	最上部を低くする	か、ルーバー等により	目立たないように建	築物と一体化させる		
	よう配慮すること	. 0				

		行為の基準			
基本的 配慮事項	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観	
高層又は長大	○低層部の形態及	○均一のデザインが	○周辺の建築物と	○周辺の自然や景	
な壁面となる	び意匠により圧	連続する形態及び	の調和を図るた	観から突出した	
場合は、デザ	迫感、威圧感の	意匠は出来るだけ	め、壁面の分節	印象を与えない	
インの工夫等	軽減を図り、快	避け、タテやヨコ	化等によりまち	ような屋上や壁	
により圧迫	適な公共空間の	の分節化や材質等	なみとしての連	面の形態及び意	
感、威圧感を	創出に配慮する	の変化により、ま	続性の確保に配	匠とするよう配	
緩和させる形	こと。	ちなみが豊かな表	慮すること。	慮すること。	
態及び意匠と		情を持つよう配慮		○壁面の分節化等	
なるよう配慮		すること。		により周辺自然	
すること。		○商業、業務施設の		環境との不調和	
		低層部は、ショー		を避けるよう配	
		ウィンドーや、イ		慮すること。	
		ルミネーションな			
		どまちなみの賑わ			
		いの創出に配慮す			
		ること。			
	○長大で単純な壁面	は凹凸をつけることに	より、圧迫感等の軽減	咸に配慮すること。	

備考 景観形成基準の表中における高層部とは地上からの高さ 10 メートル以上又は 4 階以上、又、低層部とは地上からの高さ 10 メートル未満又は 3 階以下の部分をいいます。

### 〇色彩

		行為の基	<b>基準</b>	
基本的配慮事項	①-I 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
多やはのし体を色うこめ新避景、で感彩配と色な、と築とさな慮。伸色周調物ませるす	○低彩がりで与よこ ちわめ色いさいとンに よとないにはるといと かません のるとに がいと はん のる のる か 演 ア 低 う を が で り す せ や 演 ア 低 う 層配 で で こ ト な す のる ンに す	○ まわいにはると付まをいるで、、よよので、、よりではると付まをです。 のではないでででは、までは、までででででででででででででできません。 のののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののででできません。 ののでできません。 ののでできません。 ののでできません。 ののでできません。 ののでできません。 ののでできません。	〇低しじなる隣とくま性う当を配り、さるこ接のしとが配該配勢をはよとす色まりますで活建ををまりまるで活建ををある。 る差ちりまるで活建をいるをとれるで活建をいるのは、ま生はは、いいは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	よう配慮すること。 通りは、色相や色 辺のまちなみと不

	行為の基準			
基本的 配慮事項	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観

- ○建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の制限範囲は、下表のとおりとする。 ただし、次の場合については、この限りではない。
  - ・以下の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。 低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の | 未満 高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の | 0分の | 未満
  - ・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる 部分の色彩。

### <高層部(高さ 10 メートル以上 又は 4 階以上)>

色相	明度	彩度
0. IR~IOR		4以下
0. IYR~5Y	4以上	6以下
上記以外の	9 以下	2 以下
有彩色	7 1	21/1
無彩色		_

## <低層部(高さ 10 メートル未満 又は 3 階以下) >

色相	明度	彩度
全ての	2 IV L	6 N/F
有彩色	2 以上 9 以下	6以下
無彩色	9 14 1	_

#### <高層部(高さ 10 メートル以上 又は 4 階以上)>

色相	明度	彩度
0.1R~10R	6以上	4以下
0. IYR~5Y		6以下
上記以外の	9以下	2 以下
有彩色	9以下	21/1
無彩色		_

#### <低層部(高さ10メートル未満 又は3階以下)>

色相	明度	彩度
0.1R~10R	2以上	4以下
0.IYR∼5Y		6以下
上記以外の	9以下	2 以下
有彩色	7 % 1	2 1/2
無彩色		_

- ○過度に明度差(コントラスト)の大きな配色は極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺環境や自然との調和に配慮すること。
- ○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに配慮すること。
- 備考 景観形成基準の表中における高層部とは地上からの高さ 10 メートル以上又は 4 階以上、又、低層部とは地上からの高さ 10 メートル未満又は 3 階以下の部分をいいます。

色相・明度・彩度は、JIS・Z872| (三属性による色の表示方法) 規格により尺度化した表色系を指します。

### ○素材

		行為の	基準	
基本的配慮事項	①-I 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
周辺の景観と	○耐久性に優れ、周	○耐久性に優れ、新	○周辺の環境との	○周辺の自然環境
調和し、かつ	囲の建築物と調	大村駅舎と調和す	調和に配慮し、ま	との調和が図ら
長期間に渡っ	和する素材を用	る素材を用い、ま	ちなみの景観向	れる素材を用い
て良好な景観	い、まちなみのイ	ちなみのイメージ	上を目指すよう	るよう配慮する
を維持できる	メージを高める	を高めるよう配慮	配慮すること。	こと。
素材を使用す	よう配慮する	すること。		
るよう配慮す	こと。	○反射率の高い鏡面		
ること。		的な外装材を用い		
		る場合は、周辺へ		
		の反射や映り込み		
		に十分配慮する		
		こと。		
	○経年変化に考慮し	、長期間美観を維持で	きる素材に配慮するこ	と。
	○周辺環境との調和	のとれた素材を用いる	よう配慮すること。	

#### ○敷地及び外構

		行為の	基準	
基本的 配慮事項	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
敷地内や外構	○建物の周辺に	○建築物の入り口部	○建築物の外構部	○地域特性にふさ
部は、緑化に	は、修景効果の	分は植栽等によ	を緑化するよう	わしい樹種の選
努めること。	高い緑化やオー	り、うるおいを演	修景に配慮する	定や既存樹の活
樹姿又は樹勢	プンスペースを	出するよう配慮す	こと。	用に配慮する
の優れた既存	確保するよう配	ること。	○特に施設景観に	こと。
の樹木がある	慮すること。	○緑と交流の景観軸	おいては、樹木等	○施設周辺の緑化
場合には、保	○建築物の入り口	沿いは、外構に自	の植栽により周	により、周辺の
存又は移植に	部分は植栽等に	然素材(木材・土・	辺の景観にうる	自然景観と調和
より、修景に	より、うるおい	石材等)やこれに	おいを与えるよ	するよう配慮す
活用するよう	を演出するよう	類する素材を用い	う配慮すること。	ること。
配慮するこ	配慮すること。	ることで、通りと		
と。また、緑化		の連続性を高める		
の際は、その		よう配慮する		
周辺の植生状		こと。		
況や地域の特		○駅前広場に面する		
性を踏まえた		部分の外構の照明		
樹種の選定に		は、暖かみが感じ		
十分配慮する		られる空間となる		
こと。		よう、低めの色温		
		度を基調とするよ		
		う配慮すること。		
敷地内に屋外	○歩道に面する場	○歩道に面する場所	○屋外駐車場の境	○周辺景観との調
駐車場、駐輪	所では、緑化や	では、緑化やデザ	界部の緑化、場内	和を図るため、
場、物置等を	デザインされた	インされた塀等で	の舗装等により	敷地周囲の緑化
設置する場合	塀等で修景する	修景するよう配慮	修景するよう配	に配慮すること。
は、遮蔽し、ま	よう配慮する	すること。	慮すること。	○道路と面する部
ちなみや隣接	2 K .	○緑と交流の景観軸	○緑化ブロックや	分の緑化によ
する敷地と不	○板塀等で駐車場	沿いは、通りの雰	周辺の植栽によ	り、まちなみに
調和を生じさ	を遮蔽すること	囲気をこわさない	り、ゆとりやうる	うるおいをもた
せないように	で周辺の景観に	よう、駐車場の位	おいをもたらす	らすよう配慮す
配慮すること。	不調和を与えな	置や形態、舗装仕	よう配慮する	ること。
	いよう配慮する	上げ等に配慮する	こと。	
	こと。	こと。		

	行為の基準			
基本的 配慮事項	①-I 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
	<ul><li>○屋外駐車場、駐輪場及び物置の設置については、周辺の景観との調和に配慮し、雑然とならないよう塀、生垣又は周辺の緑化を配慮すること。</li><li>○屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用するよう配慮すること。</li></ul>			

備考 色温度とは、ある光源が発している光の色を定量的な数値で表現する尺度で、色温度の単位(ケルビン)が低いほど暖色系の色を発し、高いほど寒色系の色を発します。

建物は、隣接する建物の高さ、形態・意匠、壁面位置等と調和するよう配慮すること。

屋上緑化、敷地内緑化等 うるおいの創出に配慮す ること。 屋外施設(太陽光発電施設を含む) や屋外階段等は格子、ルーバーなど で遮蔽し、直接見えないように配慮 すること。



建物は、周辺の景観と 調和し、かつ、良好な景 観を阻害しないような 位置、規模、色彩等に配 慮すること。

隣接する建物の空間を広くすることで、山並みなどへの見通しを確保するよう配慮すること。 長大な壁面は、分節化するなど圧 迫感の軽減に配慮すること。 道路からのセットバックによる ゆとりや緑化によるうるおい豊 かな公開空間を確保するよう配 慮すること。

### イ)都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、 鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

基本的配慮事項	行為の基準
周辺の景観との調和や	○現況の地形を活かし、地形の改変や盛土・切土は必要最小限に留めるよう
景観の連続性を保つよ	配慮すること。
う配慮すること。	○法面・擁壁が生じる場合には、緩やかな勾配とし、植栽、緑化ブロック、
	修景ブロック等を使用するよう配慮すること。
	○樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保全するよう配慮すること。
	○既存の石垣は、保全するよう配慮すること。やむを得ず撤去する場合は、
	最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮すること。
	○土石の採取又は採掘を行う範囲は、必要最小限に留め、緑化や周辺景観に
	調和した塀の設置などで遮蔽するよう配慮すること。
	○行為後は、土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の
	修景を行うよう配慮すること。

#### ウ)屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

基本的配慮事項	行為の基準
景観阻害となる物件が	○堆積の高さは低くし、かつ整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与え
道路等から見えないよ	ないように配慮すること。
う配慮すること。	○堆積物のある敷地境界部は、緑化や塀などで遮蔽し、周辺環境との調和に
	配慮すること。
	○堆積物は敷地境界から後退させ、景観の阻害要因とならないよう配慮する
	こと。
	○廃棄物の堆積場所は、堅固な柵で周囲を囲み、堆積物の飛散や臭気の防止
	に配慮すること。